



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和5年2月7日火曜日 第380号

### ◇ 目 次 ◇ 告 示

救急病院の協力申出.....（医療対策課）.....72  
 指定自立支援医療機関の指定（2件）.....（健康増進課）.....72  
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等.....（経営支援課）.....73  
 公共測量の実施の通知.....（道路維持課）.....73

## 告 示

### ○愛媛県告示第129号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

令和5年2月7日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
今治市医師会市民病院	今治市別宮町七丁目1番40号	一般社団法人今治市医師会	令和8年1月24日まで

白石病院	今治市松本町一丁目5番地9	医療法人慈風会	令和8年1月31日まで
木原病院	今治市別宮町三丁目7番地の8	医療法人聖ルカ会	令和8年1月31日まで
三木病院	今治市泉川町一丁目3番45号	医療法人天楽会	令和8年1月31日まで
今治第一病院	今治市宮下町一丁目1番21号	社会医療法人真泉会	令和8年1月31日まで
愛媛県立今治病院	今治市石井町四丁目5番5号	愛 媛 県	令和8年1月31日まで
社会福祉法人恩賜財団済生会今治病院	今治市喜田村七丁目1番6号	社会福祉法人恩賜財団済生会支部愛媛県済生会	令和8年1月31日まで

### ○愛媛県告示第130号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和5年2月7日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者			担当しようとする医療の種類	指定年月日
		氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
東若宮中川脳神経外科クリニック	大洲市東若宮8番地7	医療法人中川クリニック	大洲市東若宮8番地7	理事長 中川 孝	精神通院医療	令和5年1月1日
七色心療クリニック	松山市味酒町1丁目3番地 四国ガス第2ビル1階	医療法人七色心療クリニック	松山市味酒町1丁目3番地 四国ガス第2ビル1階	理事長 阪中 明人	精神通院医療	令和4年12月20日
ゆりかごファミリークリニック	新居浜市東田1丁目甲1239番地の2	大藤 佳子	松山市歩行町1丁目12番地2 クレアセトル歩行町1402号	大藤 佳子	精神通院医療	令和5年1月12日
このはな脳とこころの診療所	東温市北野田820番地1 マツモトビル重信1階	医療法人遍会	東温市北野田820番地1	理事長 園部 直美	精神通院医療	令和5年1月4日
愛らんど薬局 宮田町店	松山市宮田町170番地佐伯ビルディングス1F	エヌエスメディカル株式会社	松山市祇園町1番44号	代表取締役 嶋本 光佑	精神通院医療（薬局）	令和5年1月1日
ミライノ薬局川之江店	四国中央市川之江町1299	株式会社ミライノ薬局	四国中央市下柏町756-1	代表取締役 向井 正和	精神通院医療（薬局）	令和5年1月1日
ピコ薬局 いいはま店	新居浜市東田1丁目甲1239番地1	株式会社オネスト	西条市小松町妙口甲1540番地5	代表取締役 庄野 祥福	精神通院医療（薬局）	令和5年1月6日
S調剤薬局玉津店	西条市下島山甲1237番5	有限会社アンフィニコスモ	西条市丹原町今井276番地4	代表取締役 重松 勲	精神通院医療（薬局）	令和5年1月1日
マック川之江調剤薬局	四国中央市金生町下分995番地1	株式会社大屋	西条市西田甲590番地2	代表取締役 伊藤 慎太郎	精神通院医療（薬局）	令和5年1月6日
さくら薬局	松山市鷹子町494番地2	有限会社メディケイト	松山市鷹子町494番地2	代表取締役 長 富 啓子	精神通院医療（薬局）	令和5年1月1日

○愛媛県告示第131号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関を指定した。

令和5年2月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

指定訪問看護事業者等			訪問看護ステーション			担当しようとする医療の種類	指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	名 称	所 在 地			
株式会社 母里	松山市吉藤5丁目1-14	代表取締役 田 房 扶有子	訪問看護ステーション おくり	松山市吉藤5丁目1-14	精神通院医療	令和5年 1月1日	

○愛媛県告示第132号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

令和5年2月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変 更 前	変 更 後	変更する年月日	届 出 日
D C M新居浜店	新居浜市瀬戸町甲40 75番地	駐輪場の位置	2箇所	2箇所	令和5年 2月26日	令和5年 1月26日

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び東予地方局地域産業振興部商工観光課並びに新居浜市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第133号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、新居浜市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年2月7日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 作業種類 公共測量（3級基準点）
- 2 作業期間 令和5年1月25日から  
3月31日まで
- 3 作業地域 新居浜市本郷二丁目、三丁目